

## 事前相談シート

相談日 令和 年 月 日 ( )

イベント主催者 団体名  
 代表者名  
 住 所  
 連絡先  
 担当者名

## 1 イベント内容

イベント名							
イベント概要	参加者の歓声・声援等の想定（どちらかに○） 有 · 無						
イベント実施施設 (どちらかに○) 屋内・屋外	施設名	収容定員 名					
	座席等（どちらかに○） 参加者の位置が固定されている・参加者が自由に移動できる						
	所在地						
	連絡先						
イベント実施日時	令和 年 月 日( )	時 分	～	時 分	～	時 分	
～令和 年 月 日( )	時 分	～	時 分	～	時 分		
参加人数見込	人程度						
参加地域見込	(全国、関東圏、関西圏、中四国、四国、県内のみ等)						

## 2 イベント開催にあたっての対応

留 意 事 項	実施する ものに○
○ 「催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針について」で示されている人 数上限・収容人数の範囲である。	
○ 入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある者はイベントの参加を控えてもらうようする。	
○ 上記の際の払い戻し措置等を規定している。	
○ イベントを開催する前に、イベント参加者に接触確認アプリ（COCOA）をインストー ルすることを促す。	
○ イベント参加者の連絡先等の把握を行う。	
○ イベントを開催する際には、熱中症等の対策が必要な場合を除き、原則、マスクを着用す ることを促す。マスクを持参していない者がいた場合は主催者側でマスクを配布し、着用率 100%を担保すること。また、こまめな消毒や手洗いなど、「新しい生活様式」に基づく 行動を徹底することを促す。	
○ 大声を出す者がいた場合、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備する。スポーツイベ ント等では、ラッパ等の鳴り物を禁止し、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備する。	
○ イベントを開催する際には、入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、いわゆる三密（密 集、密接、密閉）の環境を作らないよう徹底する。休憩時間中及びイベント前後の食事等 での感染を防止すること。入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパ シティに応じ、目安の人数上限等を下回る制限を実施する。	
○ 演者、選手等と観客がイベント前後、休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じると ともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる。有症状者 は出演・練習を控える。	
○ イベントを開催する前後には、公共交通機関・飲食店等での密集を回避するために、交通 機関・飲食店等の分散利用を注意喚起するとともに、可能な限り予約システム等の活用によ り分散利用を促進する。	
○ イベント等におけるクラスターの発生があった場合、主催者は、感染防止対策の徹底、イ ベント等の無観客化、中止又は延期等の協力に応じる。	
○ 大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離を確保するほか、演者が発声 する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保するとともに、混雑時の身体的距離を確保し た誘導や密にならない程度の間隔を確保する。	
○ 主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組みを行う旨、HP等で公表する。	
○ その他、施設内のこまめな消毒や換気など、感染拡大予防のための業種別ガイドライン等 に則した感染防止策を徹底する。	

※開催チラシ、実施計画書、感染防止対策マニュアル及び参考とする業種別ガイドライン等をあわせてお示しください。

## (映画館等で、飲食を伴うが、発声がない場合における感染防止策)

留 意 事 項		実施する ものに○
食事時以外のマスク着用厳守	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入場時に着用を確認し、必要に応じマスクの配布、販売を実施すること</li> <li>・イベント前に飲食時以外のマスク着用徹底を動画上映・アナウンスなどで周知すること</li> <li>・イベント中の適切な監視体制を構築し、確実なマスク着用を求めるここと</li> <li>・着用状況を踏まえ、必要に応じ一層の周知を図る</li> </ul>	
発声が想定される場合の飲食禁止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・例えば、映画の場合は、発声が想定される場面（例：上映前後・休憩中のシアター内等）での飲食禁止</li> <li>・その他の催物についても、上記の要件に照らし、会話の有無を判断し、会話があり得る場面では飲食禁止を徹底</li> </ul>	
十分な換気	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二酸化炭素濃度 1000ppm 以下かつ二酸化炭素濃度測定機器等で当該基準を遵守していることが確認できること、または機械換気設備による換気量が 30 m<sup>3</sup>/時/人以上に設定されており、かつ、当該換気量が実際に確保されていること（野外の場合は確認を要しない）</li> </ul>	
連絡先の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握</li> <li>・接触確認アプリ（COCOA）導入に向けた具体的措置の徹底 ※アプリのQRコードを入口に掲示すること等</li> </ul>	
食事時間の短縮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長時間の飲食が想定される場合は、マスクを外す時間をなるべく短くするため、食事時間短縮のための措置を講ずるよう努めること</li> </ul>	

## (花火大会・野外フェスティバル等で、「十分な人ととの間隔（1m）」が設けられ、かつ、「当該間隔の維持」が可能となる場合の感染防止策)

留 意 事 項		実施する ものに○
身体的距離の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動時の適切な対人距離の確保（誘導人員の配置等）</li> <li>・区画あたりの人数制限、ビニールシート等を用いた適切な対人距離の確保</li> </ul>	
密集の回避	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定点カメラ・デジタル技術等による混雑状況のモニタリング・発信</li> <li>・誘導人員の配置</li> <li>・時差・分散措置を講じた入退場</li> </ul>	
飲食制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限</li> <li>・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底</li> <li>・過度な飲酒の自粛</li> </ul>	
大声を出さないとの担保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの</li> </ul>	
催物前後の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント前後の感染防止の注意喚起 *可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進</li> </ul>	
連絡先の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握</li> <li>・接触確認アプリ（COCOA）導入に向けた具体的措置の徹底 ※アプリのQRコードを入口に掲示すること等</li> </ul>	

(大声での歓声・声援等が想定されるものであるが、主催者等がイベントの特性に照らし、収容率上限50%を超える(100%以内)のイベントを開催する場合)

	<u>留 意 事 項</u>	<u>該当する ものに○</u>
<u>大声・歓声等なし の実績・実態 (事前相談以前 1年間)について 確認</u>	<ul style="list-style-type: none"><li>・食事を伴わないイベントであること</li><li>・イベントの出演者・チームについて、大声・歓声等が想定されないとが確認できること。<ul style="list-style-type: none"><li>▶ 過去イベントの音声又は動画のデータがある場合、ファン・来場者層の実態により確認</li><li>▶ 過去イベントの音声又は動画のデータがない場合、主催者等が大声・歓声等なしのイベントを開催したことがあれば、類似イベントの音声又は動画のデータ、来場者層の類似性の説明、類似イベントの対策と同種の対策を講じることを示す計画書により確認</li></ul></li><li>(主催者等が大声・歓声等なしのイベントを開催したことがない場合は、収容率上限50%を超える適用は認められない。)</li></ul>	
	<ul style="list-style-type: none"><li>・新規イベントの出演者・チームについて、過去に大声・歓声等ありのイベントの出演者・チームではないこと。 (過去に大声・歓声等ありのイベントの出演者・チームである場合は、過去に大声・歓声等なしのイベントの出演者・チームとの合同開催であること。過去に大声・歓声等ありのイベントの出演者・チームのみの開催であれば、収容率上限50%を超える適用は認められない。)</li></ul>	

※事前相談に当たっては、実績説明資料等を提出すること。

※イベントの開催後、結果報告資料を提出すること。(開催時、適切な感染防止策が講じられなかった場合や、大声・歓声等が発生したにも関わらず制止ができなかった場合には、改善策の提示を行うこと。)

※イベント主催者等の静止ができない程度に大声・歓声等が発生した場合や、感染防止策が不徹底であった場合、結果報告資料に虚偽の記載等が発覚した場合などには、県が指定する時点まで、当該主催者等について収容率上限50%を超える適用が行われないことがあること。(収容率上限50%内でイベントを開催した場合においても同様とする。)